

別紙

【開示請求の内容】

〇年〇月〇日及び〇月〇日に「〇〇」が行なった〇〇前での行動に関して、

- (1) 〇月〇日の抗議行動に対しての〇〇からの警備要請と警察の対応がわかる文書
- (2) 〇月〇日の抗議行動への警備計画が分かる文書とその報告文書
- (3) 〇月〇日の〇〇への申入行動に対しての〇〇からの警備要請と警察の対応がわかる文書
- (4) 〇月〇日の抗議行動への警備計画が分かる文書とその報告文書

【処分の内容】

1 一部開示決定

<公文書の件名>

〇〇抗議行動警備について（令和〇年〇月〇日付報告（〇〇. 〇）第〇号）

<不開示部分>

全ての不開示とした部分

<不開示とした理由>

【東京都情報公開条例第7条第4号】

警備実施に係る情報であり、公にすることにより、警備態勢、警備方針等が明らかとなり、犯罪の予防、鎮圧又は捜査その他の公共の安全と秩序の維持に支障を及ぼすおそれがあると認められるため。

2 不開示決定

<公文書の件名>

〇年〇月〇日及び〇月〇日に「〇〇」が行なった〇〇前での行動に関して、

- (1) 〇月〇日の抗議行動に対しての〇〇からの警備要請と警察の対応がわかる文書
- (2) 〇月〇日の抗議行動への警備計画が分かる文書とその報告文書
- (3) 〇月〇日の〇〇への申入行動に対しての〇〇からの警備要請と警察の対応がわかる文書
- (4) 〇月〇日の抗議行動への警備の報告文書

<不開示とした理由>

- (1) 上記公文書の件名のうち、(1)及び(3)については、東京都情報公開条例（以下「条例」という。）第10条に基づき、存否を明らかにしないで、不開示とします。

本件開示請求は、特定事案において〇〇から当庁に対して行われた警備要請及び当該警備要請に対する当庁の対応がわかる公文書を求めるものであり、当該公文書が存在しているか否かを答えるだけで、条例第7条第4号に規定する犯罪の予防・捜査等情報及び同条第6号に規定する行政運営情報を開示することとなるため、同条例第10条に基づき、当該公文書の

存否を明らかにしないで開示請求を拒否します。

条例第7条第4号該当性

本件開示請求に係る公文書の存否を答えることにより、特定事案において〇〇から当庁に対して行われた警備要請の有無及び当該警備要請に対する当庁の対応の有無が明らかとなり、その結果、当庁における特定事案に対する警備態勢や警備方針等が判明し、犯罪を企図する者による不法行為等を容易にするなど、犯罪の予防、鎮圧その他の公共安全と秩序の維持に支障を及ぼすおそれがあると認められるため。

条例第7条第6号該当性

本件開示請求に係る公文書の存否を答えることにより、特定事案において〇〇から当庁に対して行われた警備要請の有無及び当該警備要請に対する当庁の対応の有無が明らかとなり、その結果、〇〇との信頼関係が損なわれ、今後の警備実施における円滑な連絡、調整や協力が得られなくなるなど、警備警察活動の適正かつ円滑な遂行に支障を及ぼすおそれがあるため。

(2) 上記公文書のうち、(2)及び(4)については、作成しておらず、存在しません。

(処理経過)

令和7年6月4日	開示請求書を收受
令和7年6月16日	開示決定等期間の延長を通知
令和7年7月8日	公文書の一部開示及び不開示を決定し、通知
令和7年9月5日	審査請求書を收受
令和8年3月2日	諮問書を收受